

# 令和4年度「東京都環境影響評価審議会」第13回総会

日時：令和5年3月22日（水）午前11時00分～

形式：Webによるオンライン会議

## —— 会 議 次 第 ——

### 議 事

#### 1 答 申

「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案

#### 2 受理報告

#### 3 その他

#### 【審議資料】

資料1 「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案について

資料2 受理報告

<出席者>

委員	会長	柳委員
	第一部会長	齋藤委員
	第二部会長	宮越委員
	荒井委員	堤委員
	池邊委員	平林委員
	池本委員	廣江委員
	奥委員	水本委員
	日下委員	宗方委員
	玄委員	森川委員
	小林委員	保高委員
	袖野委員	横田委員
	高橋委員	渡邊委員

(21名)

事務局 藤本政策調整担当部長  
椿野アセスメント担当課長

資料 1

令和5年3月22日

東京都環境影響評価審議会  
会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会  
第一部会長 齋藤 利晃

「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

## 「日本電子昭島製作所建物更新計画」に係る環境影響評価書案について

## 第1 審議経過

本審議会では、令和4年9月27日に「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

## 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

## 【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う騒音・振動の予測における最大値については、規制基準を満たすものの概ね同値であり、かつ、その出現地点は医療施設等に近接する西側境界付近であることから、騒音・振動の影響が懸念されるため、環境保全のための措置を徹底するとともに、更なる環境保全のための措置を検討し、工事施行中の騒音・振動の一層の低減に努めること。

## 【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和 4年 9 月 27 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 4年 11 月 30 日	・現地視察
部 会	令和 5年 1 月 26 日	・質疑及び審議
部 会	令和 5年 2 月 16 日	・質疑及び審議
部 会	令和 5年 3 月 15 日	・総括審議
審議会	令和 5年 3 月 22 日	・答申

※都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため開催されなかった。

## 受 理 報 告 ( 3 月 )

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事後調査報告書	豊洲新市場建設事業(千客万来施設の工事の施行中その3)	令和5年2月6日
2 変 更 届	豊海地区第一種市街地再開発事業	令和5年1月31日
	(仮称)品川駅北周辺地区1街区、2街区、3街区、4街区開発事業	令和5年1月31日
	豊洲新市場建設事業	令和5年2月6日
	一般国道16号(昭島市拝島町～福生市熊川間)拡幅事業	令和5年2月9日
	北清掃工場建替事業	令和5年2月10日
3 着 工 届 (事後調査計画書)	北清掃工場建替事業	令和5年2月10日
4 廃 止 届	(仮称)八王子インター北SC建設事業	令和5年3月9日

### 3月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和5年3月22日

#### ■変更届

(1) 事業名：北清掃工場建替工事

事業者名：東京二十三区清掃一部事務組合

項目	助言事項	委員
騒音・振動	<p>1</p> <p>工事期間中の建設機械の最大稼働台数や種類および工事用車両の最大走行台数、工事完了後の施設稼働条件とごみ収集車両の走行条件が、本事業の工期延長に伴う変更(変化)がないのであれば、これらの騒音・振動の再予測を行わないことは理解できます。</p> <p>しかし、ここで大きな疑問があります。本編6頁の建替事業の工程を変更前後で比較すると、事業年度の令和7年度～8年度の「解体工事・土工事」と「く体・プラント工事」の重複期間が異なります。これは「く体・プラント工事」期間が延長された為ですが、資料編2～3頁(変更後)と4～5頁(変更前)の種別・台数に関する詳細な一覧表を比較すると、変更前後で工事用車両の種別・台数、建設機械の種別・台数、いずれも同じであることが分かります。今回の工期延長に依って、変更前に予定されていなかった(令和7年度の)「く体・プラント工事」関係の工事用車両や建設機械の投入による変化が見当たらないのは何故でしょうか。これらの種別や台数が全く変動しないような工事計画が可能なのでしょうか。</p>	廣江委員